



東農治第 22 号-33

令和 3 年 1 月 18 日



静岡県東部農林事務所長



立地調査の結果について

令和 3 年 1 月 6 日付けで立地調査の依頼のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、林地開発許可申請をするときは、本書の写しのほか、該当のある項目について担当部局と協議した結果を併せて添付して下さるようお願いします。

記

1 調査結果

No.	調査事項	該当の有無	摘要
1	地域森林計画対象森林区域		別添森林計画図のとおり
2	保安林・保安施設地区（予定地を含む）		
3	県営林（県有林・県行造林地）		
4	林道の利用区域		
5	造林・間伐の補助金を受けている区域		
6	森林病虫害の防除事業を実施した区域		
7	治山施設		
8	地すべり等防止区域		
9	その他森林・林業関係の公共投資を受けている区域		
10	森林経営（施業）計画（大臣又は知事認定分）を樹立している区域		
11	国立公園区域		
12	その他		

次ページへつづく

2 市町村森林整備計画等に関する事項

次の事項については市町の林業担当課に照会し、該当がある場合は、担当部局と協議してください。

No.	調査事項	
13	市町村	伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある区域
14	森林整備計画	公益的機能別施業森林区域
15	森林経営（施業）計画（市町長認定分）を樹立している区域	
16	その他（森林、林業施策上の総合判断による市町からの要望事項）	

注意事項

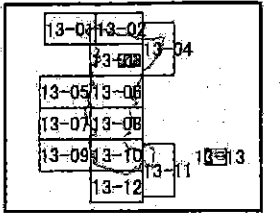
（一般事項）

- 1 森林法第10条の2の許可（以下「林地開発の許可」という。）の対象となる森林は、森林法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象の民有林（以下「5条森林」という。）です。
ただし、森林法や海岸法により指定された保安林や海岸保全区域内の森林は除かれ、別の手続きが必要です。
- 2 5条森林の範囲は、別添森林計画図のとおりです。
ただし、道路敷（いわゆる赤線）、水路敷（いわゆる青線）、国有地及び市町村認定道路は、森林計画図に記載されていない場合でも5条森林から除外するので、面積求積にあたっては留意してください。
- 3 5条森林を形質変更しようとする面積が1haを超える場合は、県知事の許可が必要となります。
- 4 5条森林を形質変更しようとする面積が1ha以下の場合は、森林法第10条の8に基づく伐採届を市町村へ提出してください。
- 5 開発の形態によっては、個々の形質変更面積が1ha以下でも全体計画の一部である場合や、開発計画相互に一体性が認められると判断した場合は、許可が必要となることがあります。
- 6 立地調査に該当事項があった場合は、関係部局と事前に十分協議してください。
- 7 立地調査の有効期限は、回答のあった日からおおむね1年間とします。
ただし、5条森林の範囲については、回答のあった日の属する年度を越えた場合、再度確認を求められることがあります。なお、有効期限を過ぎたり、区域の拡大をした場合は、本立地調査の回答書を持参し、再度、立地調査を依頼してください。
- 8 立地調査の回答結果は、あくまでも調査時点での結果であり、将来的な内容を保証するものではありません。
- 9 林地開発許可申請にあたっては、次に掲げる法令等を参考にしてください。
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
 - (2) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）
 - (3) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
 - (4) 森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）
 - (5) 静岡県林地開発許可審査基準
 - (6) 林地開発許可申請書記載要領

この森林簿または森林計画図は、実測によるものではなく、地域森林計画樹立のため間接的な方法により調査したものであって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利等について証明するものではない。

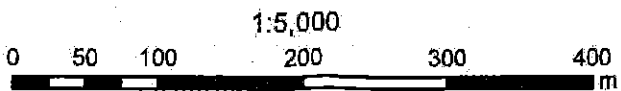
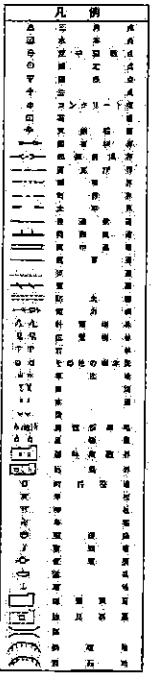
静岡県

熱海市森林計画図



凡例

- 図郭線
- 市町村界
- 林班
- 準林班
- 小班
- 5条森林
- めがね線



この森林計画図は実測によるものではなく、地域森林計画樹立のため間接調査法により作成したものであって、所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積について証明するものではない。